船舶事故調査報告書

平成３０年１月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　田　村　兼　吉
委　　員　岡　本　満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成２９年５月２４日　２１時４０分ごろ
発生場所	北海道余市（よいち）町シリパ岬北岸 余市港北防波堤灯台から真方位３３８°　１，７８０m付近 （概位　北緯４３°１３．６′　東経１４０°４６．４′）
事故の概要	漁船第十八ふじ丸は、南進中、乗り揚げた。 第十八ふじ丸は、船首船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成２９年５月３０日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船　第十八ふじ丸、４．９７トン
船舶番号、船舶所有者等	ＨＫ３－９３８２２（漁船登録番号）、個人所有
Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質	１０．３９m（Lr）×２．７４m×０．７８m、ＦＲＰ
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、２７９kW（動力漁船登録票による）、昭和５７年３月２３日
乗組員等に関する情報	船長　男性　６３歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免 許 登 録 日　昭和５８年９月１３日 免許証交付日　平成２７年１月１４日 （平成３２年６月１日まで有効）
死傷者等	軽傷　１人（船長）
損傷	船首船底外板に破口、船底外板に凹損及び擦過傷、機関に濡損等
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　北北東、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか２人が乗り組み、船首約０．６m、船尾約２．５mの喫水で、平成２９年５月２４日１９時００分ごろこうなご漁の目的で余市町余市漁港（出足平（でたりひら）地区）を出港した。 船長は、同漁港の北東方沖２５０m付近の漁場で操業したものの、漁獲が少なかったので、漁場を移動することとして、２１時３０分ごろ操舵室の左舷側に立ち、シリパ岬沖に向けて手動操舵によって航行を開始した。 船長は、約５ノットの対地速力で、魚群探知機でこうなごの群れを

	探しながら、シリパ岬北方で作業灯を点灯して操業している僚船付近までは接近できるものと思って南進した。 　船長は、魚群探知機を見ているうちに僚船を通過し、魚群探知機の水深表示が１０ｍ以上から急激に浅くなったのを認めて後進をかけたものの、２１時４０分ごろシリパ岬北岸に乗り揚げた。 　船長は、乗揚の衝撃で、無線機に額をぶつけて左眉上部に切創を負った。 　本船は、後進をかけて離岸し、僚船により余市港内の造船所にえい航されたものの、浸水により造船所の斜路に着底し、のち引き揚げられた。 （付図１　事故発生経過概略図　参照）
その他の事項	本船は、操舵室右舷側の棚に、船首方からレーダー、ＧＰＳプロッター及び魚群探知機が備えられており、前方の見通し状況は良好であった。 　船長は、レーダーをスタンバイ状態とし、ＧＰＳプロッターの電源を入れていたものの使用していなかった。 　シリパ岬方面は、明かりがなく、本事故当時は、真っ暗な状況であった。 　こうなご部会の取り決めで、操業時間は、１９時００分から翌日００時３０分までと定められていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし 　本船は、シリパ岬北方沖を南進中、船長が、シリパ岬北方で操業している僚船付近までは接近できるものと思い、魚群探知機を見ていて、僚船との位置関係やＧＰＳプロッターで船位を確認しなかったことから、シリパ岬北岸に至近まで接近していることに気付かず、同北岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、シリパ岬北方沖を南進中、船長が、シリパ岬北方で操業している僚船付近までは接近できるものと思い、魚群探知機を見ていて、僚船との位置関係やＧＰＳプロッターで船位を確認しなかったため、シリパ岬北岸に至近まで接近していることに気付かず、同北岸に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間、陸岸付近を航行する場合には、ＧＰＳプロッター、レーダー等の航海計器を活用し、船位を確認すること。
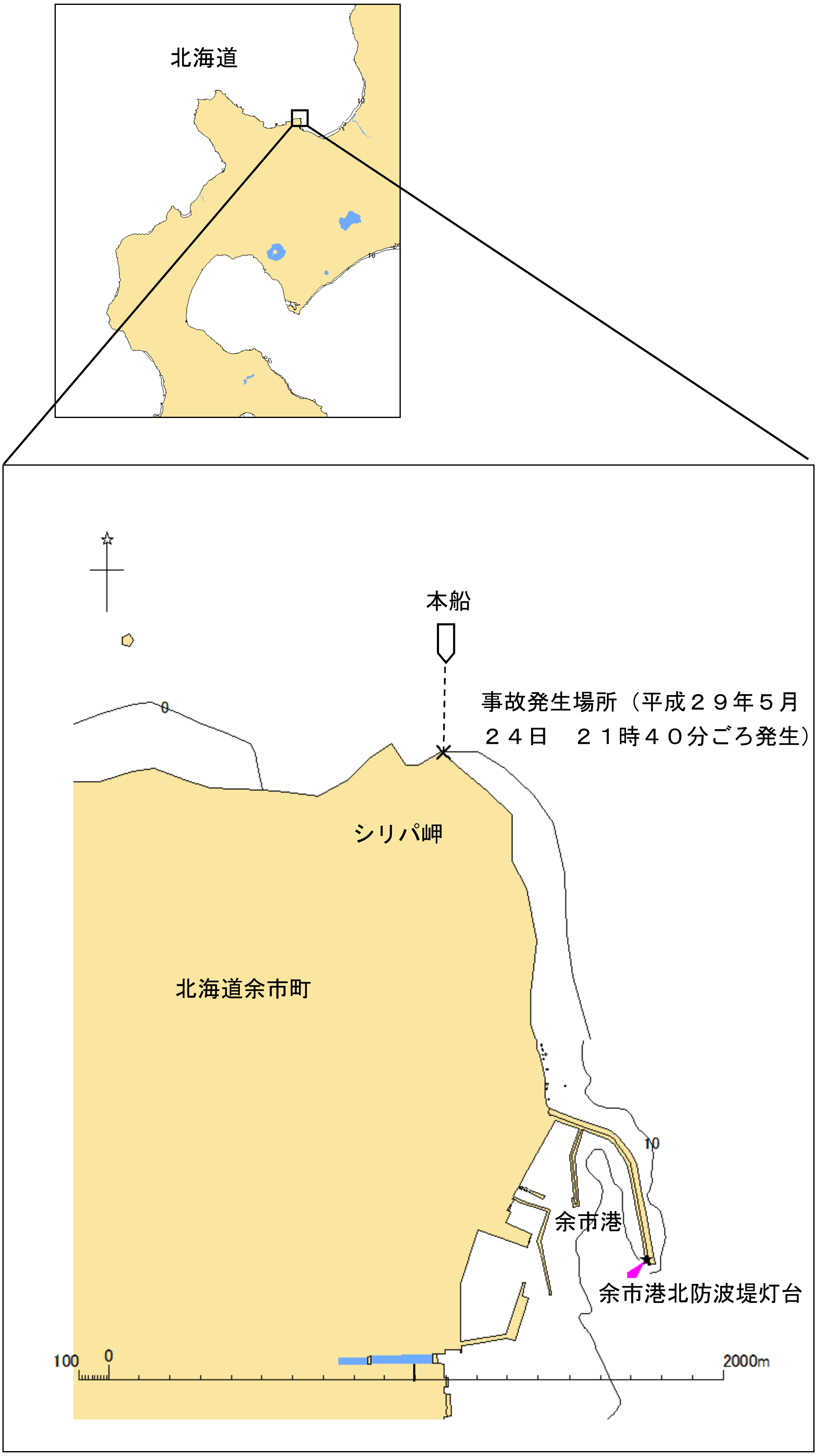
付図１　事故発生経過概略図